

盛岡市監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 25 年 7 月 9 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
同 藤 尾 善 一  
同 佐 藤 敬 三  
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は上下水道局及び市立病院事務局である。うち，すべての部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
上下水道局 総務課，経営企画課，給排水課， みず管理課	平成 25 年 5 月 13 日から同年 5 月 17 日まで
水道管路課，浄水課，下水道整備課	平成 25 年 5 月 29 日から同年 5 月 31 日まで
玉山事務所	平成 25 年 5 月 22 日
下水道施設管理課	平成 25 年 5 月 20 日から同年 5 月 21 日まで
市立病院事務局 総務課，医事課	平成 25 年 6 月 6 日から同年 6 月 11 日まで

第 2 監査の範囲

平成 24 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

平成 25 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に

応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

## I 上下水道局

### みず管理課

#### 【注意事項】

- 1 業務委託の履行確認に当たり、道路使用許可申請費計上の根拠となる許可書の写しが添付されていない工事完了報告書を決裁しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 水道管路課

#### 【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、収入印紙が消印されていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 下水道整備課

#### 【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、受注希望型指名競争入札において委任者の印が異なる委任状を受理していたものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 下水道施設管理課

#### 【指摘事項】

- 1 業務委託に係る随意契約の締結に当たり、見積額が予定価格に納まらず協議に移行した後、見積書を徴取せず契約額を決定し、委託契約を締結しているものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 玉山事務所

#### 【指摘事項】

- 1 工事請負契約に当たり、指名競争入札において入札書に代理人の氏名及び押印がないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

## II 市立病院事務局

### 医事課

#### 【指摘事項】

- 1 業務委託料の支払いに当たり、業務委託契約書に定める方法によらず支出している事例が2件見られたので、適正な事務の執行を求める。